

# 宇都宮市立陽北中学校生徒会会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本会は、宇都宮市立陽北中学校生徒会と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、会員が自主的活動により有意義な学校生活を営み、おのこのの学力・体力・趣味及び人格を向上させるとともに、校内に自治の心を育て奉仕と建設の気風を作り、本校をさらに充実発展させることを目的とする。

### 第3条 (会員と顧問)

本会は、本校生徒全員を会員とする。会員はこの会則の定めるところにより選挙権・被選挙権を持ち、本会の活動に参加・協力する権利と義務をもつ。

学校長を名誉顧問、本校教職員を顧問とし、選挙に参加しない特別会員とする。

### 第4条 (活動)

本会は、その目的を達成するために次の活動をする。

- ・学校行事への積極的参加
- ・生徒会だよりの発行、その他の視聴覚機器を活用した広報活動
- ・部活動及びその応援
- ・生活のきまりの遵守、風紀の維持、いじめ防止、人権尊重、みんなが笑顔で過ごせる学校づくりに繋がる活動
- ・清掃用具の管理、花壇の手入れ、ゴミの分別とリサイクルなど、快適で過ごしやすい学校環境に関わる活動
- ・生徒の学習意欲を高め、学習の取り組みの向上を図る活動
- ・図書室の運営、本の貸出、読書の推進、読書週間やブックトークなどの図書に関するイベントの企画など、読書活動の振興に関わる活動
- ・健康に関する知識の普及、健康的な生活習慣の定着、衛生的な環境整備など、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに関わる活動
- ・食に関する知識の普及、食育イベントの企画・実施、衛生管理の徹底など、学校給食の充実を図る活動
- ・情報機器の管理、インターネットの安全な活用に関する知識の普及など、情報教育に関わる活動
- ・地域貢献活動やボランティア活動の企画・実施など、社会への貢献に関わる活動
- ・その他目的に必要な諸活動

## 第2章 組 織

### 第5条 (組織)

本会は目的達成のために次の組織をもつ。

- ・生徒会総会
- ・中央委員会
- ・専門委員会
- ・学年委員会
- ・選挙管理委員会
- ・各種実行委員会

\*なお、会計監査員については他のいかなる機関からも独立した立場で置き、会計帳簿

および書類の監査を行う。

#### 第6条 (生徒会総会)

- ① 総会は本会での最高決議機関であり、次の事項を審議する。
  - ・予算案
  - ・活動計画
  - ・会則変更に関すること
  - ・その他の必要事項
- ② 総会は、毎年、5月に会長が招集して開催し、原則として1時間以内で開催する。会長が必要と認めたとき、また生徒の4分の1以上が要求したときは、名誉顧問の許可を得て臨時の総会を開くことができる。
- ③ 総会は会員の5分の4以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

#### 第7条 (中央委員会)

- ① 中央委員会は、生徒会役員及び各専門委員長及び学級委員で構成し、次の活動を行う。
  - ・年間活動計画の作成と実行
  - ・各専門委員会の活動の調整と支援
  - ・生徒会総会の運営
  - ・生徒会集会（朝会含む）の運営
  - ・会則の改正案の作成と生徒会総会への提案
  - ・生活の決まりに関する意見交換と改善策の検討
  - ・生徒会活動の広報
  - ・その他生徒会運営のために必要な活動
- ② 中央委員会は、会長が毎月1回を原則として召集する。必要に応じて臨時中央委員会を開くことができる。

#### 第8条 (専門委員会)

- ① 本会活動の専門的分野を担当するために、次の各専門委員会を置く。
  - ・生活委員会
  - ・美化委員会
  - ・学芸委員会
  - ・図書委員会
  - ・保健委員会
  - ・給食委員会
  - ・情報委員会
- ② 専門委員会は、委員長が毎月1回招集し、次のことを行う。必要に応じ臨時専門委員会を開くことができる。
  - ・年間活動計画の作成と実施
  - ・予算の計画と執行状況の管理
  - ・先月の反省及び今月の重点目標と、中央委員会への提案や報告
  - ・その他

#### 第9条 (各種実行委員会)

各種実行委員会は、各種学校行事等を開催するにあたり、目的達成のために生徒会員の協力が必要であると考えられるとき、生徒会役員・名誉顧問・顧問の決定により組織されるものである。各種実行委員の構成員を生徒会役員・名誉顧問・顧問で決定し、その後各種実行委員長が必要に応じて招集する。

#### 第10条 (選挙管理委員会)

この会則の定める選挙を管理するために選挙管理委員会を設置する。

(選挙に関する規程は別に定める)

#### 第11条 (学年委員会)

各学年の学級委員で構成する。必要に応じて専門委員または生活班長など招集し、学年の生活のよりよい改善などについて話し合う。

### 第3章 役員及び委員

#### 第12条 (学級委員長の定数)

学級委員長の定数は次のように定める。

- ・各学級男女1名

#### 第13条 (各専門委員の定数)

各専門委員の定数は次のようにする。

- ・各学級2名

#### 第14条 (生徒会役員の定数及び職務権限)

本会に次の役員を置く。

- ・会 長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに中央委員会を主宰する。
- ・副 会 長 4名 前期は3年2名・2年2名を置く。後期は2年2名・1年2名を置く。副会長は会長を補佐し、会長不在であるときはその職務を代行する。また、総会及び中央委員会の会議の議事進行を行う。そのほか、各専門委員会の指導、生徒会行事の運営を行う。
- ・書 記 2名 総会及び中央委員会に出席し、その記録を行う。
- ・会 計 2名 執行部、学年委員会、専門委員会の予算配分・決算処理を行う。

#### 第15条 (生徒会役員・各専門委員会の役員の選出)

##### ①生徒会長及び副会長

生徒会長及び副会長は、会員の20名以上の推薦と、担任教師及び学年主任の承認を受けて立候補した者のうち、全会員の投票によって選出する。

##### ②生徒会書記・会計

生徒会書記・会計は、会長が推薦し、副会長・名誉顧問及び顧問の承認を受けて決定する。

##### ③各専門委員長・副委員長・書記及び会計

各専門委員会に次のものを置き、構成員の中から互選する。

- ・委員長 1名 (前期3年・後期2年)
- ・副委員長 前期2名(2・3年各1名) 後期3名(1年・2年・3年各1名)
- ・書記 1名(副委員長から選出される)
- ・会計 1名(副委員長から選出される)

##### ④各学年委員長・副委員長・書記及び会計

各学年委員会に次のものを置き、構成員の中から互選する。

- ・委員長 1名
- ・副委員長 2名
- ・書記 1名(副委員長から選出される)

・会計 1名（副委員長から選出される）

第16条（生徒会役員・各専門委員会・学級委員の任期）

生徒会役員・各専門委員会・学級委員の任期は、前後期の2期制とする。

任期満了後は、後任者が決定するまで、現任者がその職務を代行する。

前期1学期（4月1日～2学期始業式前日） 後期2学期（2学期始業式～3月31日）

第17条（生徒会役員の兼任の制限）

生徒会役員と各専門委員会・学級委員及び選挙管理委員には同時になることはできない。

第18条（生徒会役員・各専門委員会・学級委員の補充及び任命）

生徒会役員・各専門委員会・学級委員の欠員が生じたとき、その選出母体で補充する。

ただし任期は前任者の任期を受け継ぐものとする。任命については、名誉顧問が任命する。

## 第4章 会 議

第19条（会議制）

本会の組織は全て会議制として民主的に運営する。

## 第5章 改 正

第20条（会則の改正）

この会則の改正は、中央委員会の議決で総会に提出し、本会第6条の③における生徒会総会の過半数の賛成を必要とする。

## 第6章 保 留 権

第21条（議決事項拒否権）

名誉顧問は、本会の議決事項に対して教育的でないと認めたとき、これを拒否する権限をもつ。

第22条（再審請求権）

名誉顧問及び顧問は、本会の議決事項に対して教育的でないと認めたとき、これを総会に再び審議するように請求できる。

## 第7章 会 計

第23条（会費）

会費は月額120円とする。

第24条（会計年度）

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 補 足

第25条（細則の制定）

本会運営に必要な場合は別に細則を制定する。

|             |             |       |             |
|-------------|-------------|-------|-------------|
| 昭和36年3月     | 制定          |       |             |
| 昭和36年11月20日 | 一部改正        | 昭和37年 | 5月21日 一部改正  |
| 昭和38年       | 5月29日 一部改正  | 昭和38年 | 11月9日 一部改正  |
| 昭和39年       | 6月1日 一部改正   | 昭和40年 | 5月15日 一部改正  |
| 昭和40年       | 11月13日 一部改正 | 昭和43年 | 5月11日 一部改正  |
| 昭和44年       | 11月1日 一部改正  | 昭和47年 | 1月4日 一部改正   |
| 昭和51年       | 1月30日 一部改正  | 昭和52年 | 11月25日 一部改正 |
| 昭和60年       | 6月14日 一部改正  | 昭和63年 | 11月1日 一部改正  |
| 平成7年        | 11月7日 一部改正  | 平成8年  | 12年1日 一部改正  |
| 平成11年       | 6月11日 一部改正  | 平成17年 | 10月30日 一部改正 |
| 平成24年       | 12月17日 一部改正 | 平成26年 | 2月20日 一部改正  |
| 令和2年        | 7月10日 一部改正  | 令和4年  | 6月2日 一部改正   |
| 令和7年        | 2月28日 一部改正  |       |             |

#### 陽北中学校生徒会慶弔規定

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 本校の生徒が死亡した場合         | ※      |
| 生徒の親が死亡した場合          | 5,000円 |
| 生徒の兄弟が死亡した場合         | 5,000円 |
| 生徒が長期欠席した場合（入院1か月以上） | 5,000円 |
| 火事の場合（本校の生徒の家）       | ※      |
| 本校の職員が死亡した場合         | ※      |

※印については、その都度協議する。  
 他は予備費より支出するものとする。

# 陽北中学校生徒会選挙規程

## 第1章 総 則

- 第 1 条 この規定は生徒会会則の選挙に関する各条項に基づくものである
- 第 2 条 選挙は、毎年前期は前年度の3月、後期は9月に行う。
- 第 3 条 選挙の告示は15日以前とする。
- 第 4 条 選挙に関する一切の仕事をするために、選挙管理委員会を設ける。

## 第2章 選挙管理委員会

- 第 5 条 選挙管理委員会の構成員については次のように定める。
- ① 選挙管理委員会は、各学級で2名選出した委員で構成する。
  - ② 選挙管理委員には次のものを置き、構成員の中から互選する。  
・委員長 1名 ・副委員長 2名
  - ③ 生徒会会則第17条に基づき、生徒会役員と選挙管理委員に同時になることはできない。
  - ④ 立候補者及び応援弁士は選挙管理委員になることはできない。
- 第 6 条 選挙管理委員会は以下の仕事をする。
- ① 選挙の告示
  - ② 立候補者の受け付け及び発表
  - ③ 立会演説会及び立候補者の紹介
  - ④ 投票及び開票の管理
  - ⑤ 選挙結果の発表
  - ⑥ その他選挙に必要な事項

## 第3章 選 挙

- 第 7 条 選挙は、選挙管理委員会が定めた日時・場所において、紙の投票用紙や電子投票など、所定の方法により行う。
- 第 8 条 上級学年【前期3年生・後期2年生】については、有効投票の最多数を得た者1名を会長当選者とし、次点、次々点の者の計2名を副会長当選者とする。  
下級学年【前期2年生・後期1年生】については、有効投票の最多数を得た者1名と次点の者1名の計2名を副会長当選者とする。
- 第 9 条 開票は選挙管理委員会が顧問の指導監督のもとで行う。
- 第10条 投票数が同数の場合は、抽選により当選者及び次点を決定する。
- 第11条 選挙結果については、立候補者の心情配慮のため得票数は発表しない。
- 第12条 立候補者が1名の部門は信任投票を行わず、選出とする。ただし、選出された者が生徒会役員としての職務を適切に遂行できないと判断された場合は、名誉顧問、顧問、生徒会執行部で協議し、今後のことを決定する。（「罷免」という言葉を使わずに、他のことばに言い換えました。）
- 第13条 重大な選挙違反をしたと選挙管理委員が認めたとき、その者の当選を無効とする。
- 第14条 役員任命については、選挙の結果に基づいて名誉顧問が任命する。

以上、生徒会会則および生徒会選挙規程を令和7年2月28日より改正する。